

近況報告

副会長 矢崎 和彦

1. 外国代理人費用に対する源泉徴収

本年度の初め頃、まだ副会長の右も左も分からない状態の時、大阪の方で依頼者から外国代理人費用に対して源泉徴収を要求されている旨の情報が入った。これまでは、外国人が外国で行った業務に関する費用であるので、国内の所得税とは関係ない問題とっていた。そこで、正副会長の連絡網を使って、アンケートによる実態調査を行った。その結果、あちこちで、この問題が持ち上がっていることが判明した。日本弁理士会として対応すべく、本会監査法人の公認会計士や税務に詳しい須田孝一郎会員のご意見を伺いながら、東京国税局へ文書による照会を行った。正式には未だ最終結論には至っていない。関係各位にはご迷惑をおかけしているが、何とか今年度中には決着を見たいと思っている。現在のところの問題点は、民法上の復代理として、事件依頼の際に外国代理人一任又は選任の文言を加入するか或いは委任状を必要とすること、「不課税」であることの注意書きをすること、外国代理人からの請求書の宛先を依頼者とするか国内弁理士とするか、外国送金結果の依頼者への報告を要するかである。決着がついた場合には、国税庁のホームページに掲載され、その旨をJPAA ジャーナルなどでお知らせしたい。

2. 新会館問題

第1回臨時総会では、東海支部の支部室拡張が承認された。また、第2回臨時総会（3月10日）では、近畿支部の支部室拡張が承認されるであろう。本会の新会館問題は、昨年の夏の陣において消滅した。しかし、第1回臨時総会会務報告でもご説明したが、現会館建設時には3,000名余りの会員であったが、現在では会員が5,150名を越し、今後、年間400名前後増加することが予測され、近い将来には新会館問題が持ち上がることは容易に予想される。そのとき、突然に、頭金が必要だ、引っ越し代が必要だ、税金が必要だ、と騒いでも持つべきものを持たないでは何もできない。新会館建設等基金積立金の必要性の有無、必要（可能？）金額などを審議するため財務委員会に諮問をした。

3. 新人研修会始業式（東商ホール）

2月10日午前11時から、特許庁特許技監小野新次郎氏ご臨席のもと、正副会長も出席した。村木研修所所長からは、研修に望む心構えなど、また、笹島会長からは知財関連法案の説明に絡め、弁理士のあり方など、小野特許技監からは審査官・審判官と弁理士との関係などのご高話があった。今年から新人研修は年2回行われ、今回は、1ヵ月の基本的な研修であり、9月から応用編が行われる。

4. 第2回臨時総会

本年度は、3月10日に第2回臨時総会が行われる。侵害訴訟共同代理に関する弁理士法関係が改正され、それに合わせて会令関係を制定するためであり、また、近畿支部の支部室拡張の承認、事務所名称に関する規則制定などである。

5. 日中韓弁理士会関係

日韓弁理士会の合同理事会・セミナーは、平成14年10月初旬に日本側が韓国を訪問し、濟州島で行われた。日中弁理士交流会・合同理事会・講演会は3月3日に中国側が訪日して日本弁理士会にて行われる。また、この機会に、韓国も訪日して、第1回日中韓三国弁理士協議会が3月4日に日本弁理士会にて行われる。

最後に、今年度の正副会長会に対する諸会員並びに関係各位のご指導・ご鞭撻に感謝を申し上げます。